

山梨県公報

第二千六百六十一号

平成二十三年

八月二十五日

木曜日

目次

告示

道路の供用開始(二件).....	五八一
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定(六件).....	五八一
急傾斜地崩壊危険区域の指定(二件).....	五九六
都市計画事業の認可.....	五九七
建築基準法に基づく道路位置指定.....	五九七
基本測量の実施.....	五九七
公共測量の終了.....	五九八
富士川水系笛吹川下流域域河川整備計画の変更.....	五九八
土地区画整理事業の換地処分.....	五九八
落札者の決定について.....	五九八

告示

山梨県告示第三百三十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十三年九月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月二十五日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
一般国道	四一一号	北都留郡丹波山村字大常木一四 四六番の五地先から 北都留郡丹波山村字大常木一四	四二二・〇	平成二十三年八月二十五日

四六番の五地先まで

山梨県告示第三百三十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十三年九月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月二十五日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	北杜八ヶ岳公園線	北杜市高根町大字五町田字御所 八八二番地先から 北杜市高根町大字五町田字神明 一二五一番の一地先まで	五八八・一	平成二十三年八月二十五日

山梨県告示第三百三十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部防砂課及び富士・東部建設事務所吉田支所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年八月二十五日

山梨県知事 横内正明

一 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
山中湖村	大久保の4	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり(図面省略)

吉政の3	吉政の2	2 霜窪沢グラウンドの	1 霜窪沢グラウンドの	2 大堀川グラウンドの	1 大堀川グラウンドの	霜窪の2	霜窪の1	中の砂川	石割神社の3	石割神社の2	石割神社の1	赤芝の2	赤芝の1	小海原	8 讚美ヶ丘別荘地の
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

											二 土砂災害特別警戒区域				
											山中湖村				
											市町村名				
霜窪の2	霜窪の1	中の砂川	石割神社の3	石割神社の2	石割神社の1	赤芝の2	赤芝の1	小海原	8 讚美ヶ丘別荘地の	大久保の4	土砂災害特別警戒区域の名称	吉政の4	吉政の5	切詰上沢	向切詰の6
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
											次の図のとおり (図面省略)				
											土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項				

山梨県告示第三百三十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所吉田支所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年八月二十五日

一 土砂災害警戒区域

山梨県知事 横 内 正 明

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然	土砂災害警戒区域の表示
------	-------------	----------------	-------------

向切詰の6	切詰上沢	吉政の5	吉政の4	吉政の3	吉政の2	2	1	2	1
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
大堀川グラウンドの急傾斜地の崩壊									
大堀川グラウンドの急傾斜地の崩壊									
霜窪沢グラウンドの急傾斜地の崩壊									
霜窪沢グラウンドの急傾斜地の崩壊									

二 土砂災害特別警戒区域

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定さ
------	---------------	---------------------	--------------------------------------

道志村	長又の18	長又の17	長又の16	長又の15の2	長又の15の1	長又の14	長又の13	長又の12	長又の11	長又の10	長又の9	長又の8	長又の7	長又の6	長又の5	現象の種類	次の図のとおり (図面省略)
	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊		

道志村													れる衝撃に関する事項 次の図のとおり (図面省略)		
長又の18	長又の17	長又の16	長又の15の2	長又の15の1	長又の14	長又の12	長又の11	長又の10	長又の9	長又の8	長又の7	長又の6		長又の5	急傾斜地の崩壊
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	

山梨県告示第三百二十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所吉田支所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年八月二十五日

山梨県知事 横内正明		
一 土砂災害警戒区域		
市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域の表示
二 土砂災害特別警戒区域		
道志村	濁沢	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
道志村	濁沢	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
田代沢	土石流	次図のとおり (図面省略)
田代沢	土石流	次図のとおり (図面省略)
山梨県知事 横内正明		

山梨県告示第三百二十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所吉田支所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年八月二十五日

道志村

室久保川の3	室久保川の2	室久保川	川原畑の6	川原畑の5	川原畑の4	川原畑の3	越路沢の東	越路沢の西	釜之前	下石原橋の2	下石原橋	中神地の2	石原橋の2	石原橋	大山橋	道坂の4	道坂の3	道坂の2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

次の図のとおり
(図面省略)

池の原橋	大久保沢の下	谷相の4	谷相の3	谷相の2	谷相橋	道志中学校の3	道志中学校の2	道志中学校	西和出村の4	西和出村の3	西和出村の2	小室久保橋の3	小室久保橋の2	小室久保橋	平成橋の2	平成橋	室久保川の4	森のコテージ
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

岩瀬の2	東和出村	池の原橋の2	池の原橋	大久保沢の下	谷相の4	谷相の3	谷相の2	谷相橋	道志中学校の3	道志中学校の2	道志中学校	西和出村の4	西和出村の3	西和出村の2	小室久保橋の3	小室久保橋の2	小室久保橋	平成橋の2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

岩瀬の3	岩瀬の4	岩瀬の5	岩瀬の6	檜沢川	檜沢川の2	檜沢川の3	檜沢川の4	檜沢川の5
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

山梨県告示第三百三十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所吉田支所に備え置いて縦覧に供する。
平成二十三年八月二十五日

一 土砂災害警戒区域

山梨県知事 横内正明

道志村	市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示 次の図のとおり (図面省略)
竹之本の3	竹之本の2	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	

田代の9	田代の8	田代の7	田代の6	田代の5	田代の4	田代の3	田代の2	田代	竹之本の13	竹之本の12	竹之本の11	竹之本の10	竹之本の9	竹之本の8	竹之本の7	竹之本の6	竹之本の5	竹之本の4
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

小善地の2	小善地	大栗の8	大栗の7	大栗の6	大栗の5	大栗の4	馬場の10	馬場の9	馬場の8	馬場の7	馬場の6	馬場の5	馬場の4	馬場の3	馬場の2	田代の12	田代の11	田代の10
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

樁の12	樁の11	樁の10	樁の9	樁の8	樁の7	樁の6	樁の5	樁の4	樁の3	樁の2	樁	小善地の9	小善地の8	小善地の7	小善地の6	小善地の5	小善地の4	小善地の3	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

大室指の3	大室指の2	小樁の12	小樁の11	小樁の10	小樁の9	小樁の8	小樁の7	小樁の6	小樁の5	小樁の4	小樁の3	小樁の2	小樁	樁の17	樁の16	樁の15	樁の14	樁の13	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

二 土砂災害特別警戒区域

道志村		市町村名	
竹之本の9	急傾斜地の崩壊	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
竹之本の8	急傾斜地の崩壊	竹之本の2	急傾斜地の崩壊
竹之本の7	急傾斜地の崩壊	竹之本の3	急傾斜地の崩壊
竹之本の6	急傾斜地の崩壊	竹之本の4	急傾斜地の崩壊
竹之本の5	急傾斜地の崩壊	竹之本の5	急傾斜地の崩壊
竹之本の4	急傾斜地の崩壊	竹之本の6	急傾斜地の崩壊
竹之本の3	急傾斜地の崩壊	竹之本の7	急傾斜地の崩壊
竹之本の2	急傾斜地の崩壊	竹之本の8	急傾斜地の崩壊
次の図のとおり (図面省略)			
土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項			
久保の12	急傾斜地の崩壊	大室指の4	急傾斜地の崩壊
久保の11	急傾斜地の崩壊	大室指の5	急傾斜地の崩壊
久保の10	急傾斜地の崩壊	久保の8	急傾斜地の崩壊
久保の9	急傾斜地の崩壊	久保の9	急傾斜地の崩壊
久保の8	急傾斜地の崩壊	久保の10	急傾斜地の崩壊
久保の7	急傾斜地の崩壊	久保の11	急傾斜地の崩壊
久保の6	急傾斜地の崩壊	久保の12	急傾斜地の崩壊
久保の5	急傾斜地の崩壊	久保の13	急傾斜地の崩壊
久保の4	急傾斜地の崩壊	田代	急傾斜地の崩壊
久保の3	急傾斜地の崩壊	竹之本の12	急傾斜地の崩壊
久保の2	急傾斜地の崩壊	竹之本の11	急傾斜地の崩壊
久保の1	急傾斜地の崩壊	竹之本の10	急傾斜地の崩壊
田代	急傾斜地の崩壊	馬場の4	急傾斜地の崩壊
田代の13	急傾斜地の崩壊	馬場の3	急傾斜地の崩壊
田代の12	急傾斜地の崩壊	馬場の2	急傾斜地の崩壊
田代の11	急傾斜地の崩壊	田代の12	急傾斜地の崩壊
田代の10	急傾斜地の崩壊	田代の11	急傾斜地の崩壊
田代の9	急傾斜地の崩壊	田代の10	急傾斜地の崩壊
田代の8	急傾斜地の崩壊	田代の9	急傾斜地の崩壊
田代の7	急傾斜地の崩壊	田代の8	急傾斜地の崩壊
田代の6	急傾斜地の崩壊	田代の7	急傾斜地の崩壊
田代の5	急傾斜地の崩壊	田代の6	急傾斜地の崩壊
田代の4	急傾斜地の崩壊	田代の5	急傾斜地の崩壊
田代の3	急傾斜地の崩壊	田代の4	急傾斜地の崩壊
田代の2	急傾斜地の崩壊	田代の3	急傾斜地の崩壊
田代の1	急傾斜地の崩壊	田代の2	急傾斜地の崩壊

小善地の8	小善地の7	小善地の6	小善地の5	小善地の4	小善地の3	小善地の2	小善地	大栗の8	大栗の7	大栗の6	大栗の5	大栗の4	馬場の10	馬場の9	馬場の8	馬場の7	馬場の6	馬場の5
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

小椿	椿の17	椿の16	椿の15	椿の14	椿の13	椿の12	椿の11	椿の10	椿の9	椿の8	椿の7	椿の6	椿の5	椿の4	椿の3	椿の2	椿	小善地の9
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

小橋の2	急傾斜地の崩壊
小橋の3	急傾斜地の崩壊
小橋の4	急傾斜地の崩壊
小橋の5	急傾斜地の崩壊
小橋の6	急傾斜地の崩壊
小橋の7	急傾斜地の崩壊
小橋の8	急傾斜地の崩壊
小橋の9	急傾斜地の崩壊
小橋の10	急傾斜地の崩壊
小橋の11	急傾斜地の崩壊
小橋の12	急傾斜地の崩壊
大室指の2	急傾斜地の崩壊
大室指の3	急傾斜地の崩壊
大室指の4	急傾斜地の崩壊
大室指の5	急傾斜地の崩壊
久保の8	急傾斜地の崩壊
久保の9	急傾斜地の崩壊
久保の10	急傾斜地の崩壊
久保の11	急傾斜地の崩壊

<p>山梨県告示第三百三十九号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び中北建設事務所峡北支所に備え置いて縦覧に供する。 平成二十三年八月二十五日</p> <p>山梨県知事 横内正明</p> <p>一 土砂災害警戒区域</p>		久保の12	急傾斜地の崩壊
北杜市	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示 次の図のとおり (図面省略)
中小倉の2	急傾斜地の崩壊		
岩下	急傾斜地の崩壊		
原日影の1	急傾斜地の崩壊		
原日影の2	急傾斜地の崩壊		
宮平下	急傾斜地の崩壊		
途中沢	急傾斜地の崩壊		
笹場	急傾斜地の崩壊		
大渡の3	急傾斜地の崩壊		
大渡の4	急傾斜地の崩壊		
大渡の5	急傾斜地の崩壊		

上神取の2	藤田の2	東向の3	東向の2	小池平	仁田平の5	仁田平の4	仁田平の3	仁田平の2	儀生	根古屋の4	根古屋の3	根古屋の2	後藤田の4	後藤田の3	後藤田の2	漆戸の3	漆戸の2	漆戸の1
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

入の沢川	大沢川 3	大沢川 2	大沢川 1	増富沢の1	七クサクボの4	七クサクボの3	七クサクボの2	七クサクボの1	小尾沢の1	シヨコツ沢	横手	西田	村山東割	村山東割	打越の2	打越	三之蔵の2	上神取の3
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

本村沢の1	上竹宇沢の1	フシノキ沢	株林沢	加久保沢の1	高川 2	高川 1	谷戸西沢	谷戸東沢	小深沢川 4	小深沢川 3	小深沢川 2	小深沢川 1	大門沢 3	大門沢 2	大門沢 1	越道沢の1	平沢	押出沢
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

北杜市										市町村名	二 土砂災害特別警戒区域									
大渡の5	大渡の4	大渡の3	笹場	途中沢	宮平下	原日影の2	原日影の1	岩下	中小倉の2	土砂災害特別警戒区域の名称	原村沢の1	小深沢川の1	小深沢川の2	小深沢川の3	小深沢川の4	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流					
次の図のとおり (図面省略)										土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項										

上神取の3	上神取の2	藤田の2	東向の3	東向の2	小池平	仁田平の5	仁田平の4	仁田平の3	仁田平の2	儀生	根古屋の4	根古屋の3	根古屋の2	後藤田の4	後藤田の3	後藤田の2	漆戸の3	漆戸の2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

大門沢3	大門沢2	大門沢1	越道沢の1	平沢	押出沢	大沢川3	大沢川2	増富沢の1	七クサクボの2	小尾沢の1	シヨコツ沢	横手	西田	村山東割	村山東割	打越の2	打越	三之蔵の2
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

小深沢川 1	土石流
小深沢川 2	土石流
小深沢川 3	土石流
小深沢川 4	土石流
谷戸東沢	土石流
谷戸西沢	土石流
高川 1	土石流
高川 2	土石流
加久保沢の1	土石流
株林沢	土石流
フシノキ沢	土石流
上竹宇沢の1	土石流
原村沢の1	土石流
小深沢川の1	土石流

山梨県告示第三百四十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県土整備部砂防課及び峡南建設事務所身延河川砂防管理課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年八月二十五日

山梨県知事 横内正明

急傾斜地崩壊危険区域	標柱番号	郡市町村大字字	地番
門野	一	南巨摩郡 身延町 門野	一 二六六番
	二	同 同 同	二 二六六番
	三	同 同 同	三 二七一番
	四	同 同 同	四 二七一番
	五	同 同 同	五 二七一番
	六	同 同 同	六 二七一番
	七	同 同 同	七 二七一番
	八	同 同 同	八 二七一番
	九	同 湯口 御堂後	九 一〇六六番
	十	同 同 同	一〇 一〇二番
	十一	同 同 同	一一 一〇六番
	十二	同 同 同	一二 一〇六番
	十三	同 同 同	一三 一〇六番
	十四	同 同 同	一四 一〇六番
	十五	同 同 同	一五 一〇九番

次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から十五号までの標柱を順次結んだ線及び十五号と一号の標柱を結んだ線に囲まれた区域

山梨県告示第三百四十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所吉田支所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年八月二十五日

山梨県知事 横内正明

急傾斜地崩壊危険区域	標柱番号	郡市町村大字字	地番
白糸町	一	富士吉田市 上暮地 八丁目	一 四九〇番一

(イ) 次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から十七号までの標柱を順次結んだ線及び十七号と一号を結んだ線に囲まれた区域

二	同	同	同	同	同	一五〇八番
三	同	同	同	同	殿ノ入	一五一三番
四	同	同	同	同	同	三六二七番
五	同	同	同	同	同	三六一九番
六	同	同	同	同	同	三六一八番
七	同	同	同	同	同	三六一四番
八	同	同	同	同	八丁目	同
九	同	同	同	同	同	一四二九番
十	同	同	同	同	同	同
十一	同	同	同	同	同	一四七六番十五
十二	同	同	同	同	同	一四八三番
十三	同	同	同	同	同	同
十四	同	同	同	同	同	一四九〇番八
十五	同	同	同	同	同	一四九〇番十五
十六	同	同	同	同	同	一四九〇番十七
十七	同	同	同	同	同	一四九〇番一
十八	富士吉田市		上暮地	八丁目		一四二一番
十九	同		同	殿ノ入		三六一〇番
二十	同		同	同		同
二十一	同		同	同		同
二十二	同		同	同		同
二十三	同		同	八丁目		一四〇七番一
二十四	同		同	同		同
二十五	同		同	同		一四〇八番一
二十六	同		同	同		同
二十七	同		同	同		一四〇九番一
二十八	同		同	同		一四一〇番一
二十九	同		同	同		一四一一番

(口) 次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号十八号から二十九号までの標柱を順次結んだ線及び二十九号と十八号を結んだ線に囲まれた区域

山梨県告示第三百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十三年八月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 都市計画事業の種類及び名称

甲府都市計画道路事業 三・三・一号 和戸町竜王線（中央四丁目工区）

二 施行者の名称

甲府市

三 事業施行期間

平成二十三年八月二十五日から平成二十九年三月三十一日

四 事業地

1 収用の部分
山梨県甲府市中央四丁目、中央五丁目及び相生二丁目地内

2 使用の部分

なし

山梨県告示第三百四十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成二十三年八月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定の年月日

平成二十三年八月二十五日

二 指定道路の位置

笛吹市石和町今井字参宮地二百八十六番九

三 指定道路の幅員

六・〇メートル

四 指定道路の延長

四十九・六三メートル

公 告

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、平成二十三年八月十日付けで甲府市上下水道事業管理者職務代理者から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十三年八月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 公共測量（修正数値図化・編集 地図情報レベル五〇〇）
- 二 作業期間 平成二十三年八月十五日から平成二十四年三月十五日まで
- 三 作業地域 甲府市の一部、中央市の一部及び昭和町の一部

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、平成二十三年七月二十一日付けで山梨市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成二十三年八月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 公共測量（山梨市都市計画基本図・数値地形図データ作成）
- 二 作業期間 平成二十一年十二月十日から平成二十三年七月一日まで
- 三 作業地域 山梨市全域

● 富士川水系笛吹川下流圏域河川整備計画の変更

富士川水系笛吹川下流圏域河川整備計画を次のとおり変更したので、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第七項において準用する同条第六項の規定により公表する。

平成二十三年八月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県県土整備部治水課、中北建設事務所（峡北支所を除く。）及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

● 土地区画整理事業の換地処分

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第二百三条第三項の規定により、次のとおり換地処分した旨の届出があった。

平成二十三年八月二十五日

- 一 施行者の名称 山梨県知事 横 内 正 明
中央市

二 施行区域に含まれる地域の名称

中央市大字下河東字上窪の全部、大字下河東字中窪、字細町、字天神木、字若宮、字平田宮、字青六、字西河原、字中新居及び字八反田の各一部、大字成島字川久保、字町東及び字町西の各一部、大字西新居字水無の一部

三 事業計画決定の年月日

平成二十三年六月二十二日

四 土地区画整理事業の名称

甲府都市計画事業中央市医大南部土地区画整理事業

五 事務所の所在地

中央市役所内

六 換地計画認可の年月日

平成二十三年六月十五日

七 換地処分通知完了の年月日

平成二十三年八月二日

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十三年八月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 落札に係る物品等の名称及び数量

普通科高校教育用コンピュータ機器 五式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県出納局管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日

平成二十三年八月八日

四 落札者の氏名及び住所

リコージャパン株式会社関東営業本部山梨支社公共文教営業部

山梨県中央市山之神流通団地東一番地

五 落札金額

六千二百七十九万円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成二十三年六月三十日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番